

報告事項（４）

国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 2 月 17 日(金) 10 時 00 分～12 時 00 分

2. 場所 (財)財務会計基準機構 会議室

3. 議題

(審議事項)

(1) 2 月開催の IASB 会議の議事対応について

- IAS 第 27 号改訂
- 概念フレームワーク
- 収益認識

4. 議事概要

(審議事項)

(1) 2 月開催の IASB 会議の議事対応について

● IAS 第 37 号改訂

当プロジェクトは、昨年 6 月 30 日に、関連するプロジェクトである企業結合第 2 フェーズと同時に公開草案が公表され、コメント募集が行われた。2 月の IASB 会議では、このコメント分析が行われる予定であることが報告された。

コメント分析では、ASBJ が IASB に提出したコメントと同様に、偶発負債・偶発資産概念の削除、待機状態にある無条件債務概念、蓋然性の認識規準の削除、単一の債務の測定にも期待値を使用すること等の提案について反対するコメントが多く寄せられたことが報告された。また、IAS 第 37 号の主要な認識及び測定原則の再検討は、企業結合プロジェクトをもって正当化されるものではない、基準の修正の前に、概念プロジェクトで扱うべきである、米国会計基準（特に SFAS 第 5 号「偶発事象の会計処理」）との差異の増加を避けるため、FASB とのジョイント・プロジェクトの題目とすべきであるという意見が多く寄せられたことが説明された。

これに対して、スタッフが、このプロジェクトの目的を、リストラクチャリング・コストの適用指針の修正に範囲を狭めるべきではないこと、及び IAS 第 37 号の認識及び測定原則に関する障害は、企業結合プロジェクトだけではないため、当プロジェクトは、スタンド・アローンのプロジェクトとするよう、提案していることが説明された。

(ASBJ が IASB に提出したコメントについては「[IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」修正案及び IAS 第 19 号「従業員給付」修正案に対するコメント](#)」、また、公開草案の詳

細な内容については「[第 43 回 国際対応専門委員会議事概要](#)」を参照))

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 公開草案で提案された改訂に対して反対が多かったという状況を踏まえて、現行規定を改訂する必要性はないのではないかという意見に対して、山田 IASB 理事より、今回の改訂は、企業結合時に公正価値で認識測定された偶発負債について、企業結合が終わった後には現行の IAS 第 37 号の蓋然性基準により認識されないことになる状況が不整合であるという認識から検討されたもので、Stand-ready(待機)債務の概念を導入することにより、不整合を解決しつつ結果がほとんど変わらないように解決する目的であり、反対が多かった論点については再検討がなされる予定であるとの回答があった。
- 企業結合時は偶発負債に対しても対価の支払があるという点で、通常の偶発負債と異なっており、のれんと同様であるという意見に対して、山田 IASB 理事より、対価の支払いの有無で偶発負債の取扱いを変える考え方は、IASB のデュー・プロセスにおいて最終的に支持されなかったとの回答があった。
- 待機債務のモデルを導入すると、ビジネス・リスクと待機債務の区別が問題になるのではないかという意見に対しては、山田 IASB 理事より、ビジネス・リスクと待機債務の境界があいまいであることは確かであり、明確するために今後議論する必要があるという回答があった。
- 企業結合会計との整合性という比較的小さな問題から、非金融負債の会計を全面的に改訂することに疑問である。
- 大きな問題であり、基準レベルではなく、概念プロジェクトで扱うべきである。

● 概念フレームワーク

2月開催のIASB会議では、構成要素 - 資産の定義及び 構成要素 - 負債の定義が議論されることが説明された。

構成要素 - 資産の定義は、12月に引き続き議論を行う予定であり、(12月IASB会議の詳細な内容については「[IASB 会議報告 \(第 52 回会議\)](#)」を参照)) 資産の定義を、

「企業の資産とは、

- (a) 企業に保有される現金、
- (b) 現金に対する企業の現在の権利、及び
- (c) 企業に対する経済的便益を、直接的に又は間接的に生み出す能力がある資源に対する、企業の現在の権利又は他の現在の特権である。企業の資産とは、企業に対して有利なキャッシュ・フローを生み出す能力をもつ、現存する経済的資源に対する、現在の権利又は他のアクセスである。」

に変更するスタッフ提案がなされていることが報告された。また、待機負債と対になる概念としての待機資産が、資産の定義を満たすというスタッフ提案がなされていることも説明された。

構成要素 - 負債の定義については、現在の IASB の負債の定義は、

「負債とは、過去の事象から発生した当該企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものをいう。」

であるが、これを、

「企業の負債とは、経済的便益の潜在的な流出又は他の犠牲を強制する、他の企業に対する現在の債務である。」

に変更するスタッフ提案がなされていることが報告された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 待機資産の議論は、全面時価の考え方につながりかねない懸念がある。
- 横断的論点にもある、自己創設のれんの議論をきちんとするべきである。
- 資産・負債の定義から「過去の取引」をはずして、「現在の」に置き換える提案がなされているが、将来の事象を排除できない懸念がある。
- 資産・負債の定義と認識・測定の関係について議論がなされていないようであるが、自己創設のれんや時価の含み益といった定義と認識・測定でどのように考えるかという問題があるので、この段階でも認識・測定についてある程度の見通しを持たなければならないと考えるという意見に対しては、山田 IASB 理事より、資産・負債の定義は広くし、定義を満たすが、認識されるものとされないものが出てくるという考え方であり、認識・測定については認識・測定のフェーズで議論する予定であるとの回答があった。
- 知的財産が、提案されている資産の定義を満たすことにより、資産計上されるのではないかという懸念がある。
- 概念プロジェクトのスケジュールに対する質問に対して、山田 IASB 理事より 8 つにフェーズわけされており、フェーズごとに後のフェーズで変わる部分は留保する形で公開草案を公表し、最後に全体を見直す構成であり、最短で 5 年かかる予定であるとの回答があった。

● 収益認識

本プロジェクトは、昨年 6 月の IASB 会議で、売り手が顧客に対して負っている履行義務を「履行価値（顧客との契約金額）」に基づき測定し、契約当初において「契約発生時収益」を認識しないアプローチを採用することが暫定合意されている。

2 月開催の IASB 会議では、完全に未履行の収益契約及び、Performance の会計について議論が行われる予定であることが報告された。

完全に未履行の収益契約では、顧客対価配分アプローチを、完全に未履行の収益契約に対して、どのように適用するのかを検討する予定である。Performance の会計では、

財・サービス又はその他の権利が法的に消滅する、およその時に収益を認識する、消滅をベースとする方法（EBM）及び生産プロセスの発生に応じて収益を認識する、Performanceをベースとする方法（PBM）の二つの収益認識の方法が検討される。PBM が、より目的適合的で、表現の忠実性を備えており、財・サービスその他の権利を交換する全ての契約について、一般的に適用可能であるという理由により、スタッフの大半が、PBM を収益認識基準の概念的基礎として用いることを推奨していることが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 収益認識を EBM とすべきか PBM とすべきかを、このペーパーだけで結論を出すべきではない。

以上